

## 平成26年第2回隠岐の島町議会臨時会会議録

招集年月日 平成26年4月8日

招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場

開会（開議） 平成26年4月8日（火）9時31分 宣告

会議録署名議員の氏名 14番 池田信博 議員 15番 福田 晃 議員

### 1、出席議員

1番 西尾 幸太郎	7番 齋藤 幸廣	13番 遠藤 義光
2番 池田 賢治	8番 小野 昌士	14番 池田 信博
3番 安部 大助	9番 齋藤 昭一	15番 福田 晃
4番 佐々木 雅秀	10番 石田 茂春	16番 安部 和子
5番 前田 芳樹	11番 高宮 陽一	
6番 平田 文夫	12番 米澤 壽重	

### 1、地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長 松田 和久	観光課長 吉田 隆
副町長 池田 高世偉	定住対策課長 鳥井 登
教育長 山本 和博	農林水産課長 佐々木 千明
総務課長 大庭 孝久	上下水道課長 山崎 龍一
会計管理者 池田 賢一	建設課長 春木 茂正
企画財政課長 渡部 誠	総務学校教育課長 八幡 哲
税務課長 池田 茂良	生涯学習課長 濱田 勉
町民課長 名越 玲子	布施支所長 大上 一郎
福祉課長 藤川 芳人	五箇支所長 宮本 智幸
保健課長 長田 栄	都万支所長 田中 秀喜
環境課長 阿部 眞澄	行政係長 中村 恒一

1、職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 野津浩一 事務局長補佐 田中順子

1、傍聴者 9人

1、町長提出議案の題目

議 第 83 号 業務委託契約の締結について〔隠岐の島町基幹システム更新業務〕

議 第 84 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅・隠岐の島町若者定住促進住宅〕

議 第 85 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕

議事の経過

議長（石田茂春）

ただ今から、平成 26 年第 2 回隠岐の島町議会臨時会を開会いたします。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 1 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1、会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により、14 番：池田信博議員、15 番：福田 晃議員を指名いたします。

日 程 第 2、会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（ 「 異 議 な し 」 の 声 を 確 認 ）

「異議なし」と認めます。

従って、会期は本日 1 日と決定いたしました。

日 程 第 3、町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第 83 号「業務委託契約の締結について〔隠岐の島町基幹システム更新業務〕」から、議第 85 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕」の 3 件を一括して上程します。

#### 日 程 第 4、提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今、議題となりました、3 件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

番外（ 町長 松 田 和 久 ）

皆さん、おはようございます。

新年度が始まりました。まだ、始まりまして一週間足らずでございます。何かとご多用のみぎり、ご出席を賜りまして誠にありがとうございました。

先ほど、新課長・異動課長の挨拶をさせていただきましたが、前年度末 4 名の課長が退職をされまして、また一段と執行部は若返ったところでございます。精一杯頑張らせたいと思いますが、不行届きのことも多々あるかと思えます。どうぞご指導の方、よろしく願いをいたします。

それでは、本日、提案をいたしました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議第 83 号の「業務委託契約の締結について〔隠岐の島町基幹システム更新業務〕」についてでございますが、本町の電算基幹システムは、保守年限を既に経過しており、更新が必要となってきたところであります。

業者選定につきましては、公募型プロポーザル方式を採用いたしまして、去る 3 月 20 日に行いました提案書説明及び審査会におきまして、委託先をディーアイエスソリューション株式会社決定をいたしましたので、同社と契約金額 3 億 1,203 万 3,600 円で業務委託契約を締結いたしたく、議決を求めるものでございます。

次に、議第 84 号と議第 85 号につきましては、「指定管理者の指定について」の議案でございます。

本町が設置をいたしております公の施設の管理運営を指定管理者に行わせることとし、それぞれの施設の指定管理者の候補者を選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

まず、議第 84 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅・隠岐の島町若者定住促進住宅〕」についてでございますが、本町が設置をいたしております特定公共賃貸住宅 30 戸及び若者定住促進住宅 18 戸を適正な管理が見込める当該団体を候補者として選定をいたしました。

議第 85 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕」につきましては、公募による応募者が 2 者ございましたため、「隠岐の島町公の施設に係る指定管理者選考委員会」を開催し、候補者を選定したものでございます。

以上、3 件の諸議案につきましてご説明を申し上げましたが、何卒、慎重ご審議をいただき、適切なご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明に代えさせていただきますと思います。よろしくお願いいたします。

**議長（石田茂春）**

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

## **日 程 第 5、質 疑**

「質疑」を行います。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 9 時 3 8 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 9 時 3 8 分 ）

**議長（石田茂春）**

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 1 0 時 4 6 分 ）

以上で、「質疑」を終わります。

議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 1 0 時 4 6 分 ）

（ 全員協議会開会宣告 1 0 時 4 6 分 ）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 本会議再開宣告 1 1 時 0 6 分 ）

## **日 程 第 6、討 論**

「討論」を行います。

町長提出議案の議第 83 号「業務委託契約の締結について〔隠岐の島町基幹システム更新業務〕」から、議第 85 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕」までの 3

件を一括して討論に付します。

先ず、原案に反対者の発言を許します。

( 「なしの声」を確認 )

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

( 「なしの声」を確認 )

「賛成討論なし」と認めます。

他に、討論はありませんか。

( 「なしの声」を確認 )

以上で、「討論」を終わります。

## 日 程 第 7、採 決

「採決」を行います。

採決は、起立によって行います。

町長提出議案の議第 83 号「業務委託契約の締結について〔隠岐の島町基幹システム更新業務〕」を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 83 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 84 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅・隠岐の島町若者定住促進住宅〕」を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 全 員 )

起立「全員」であります。

従って、議第 84 号は原案のとおり可決されました。

次に、議第 85 号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町観光宿泊施設〕」を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

( 起 立 多 数 )

起立「多数」であります。

従って、議第 85 号は原案のとおり可決されました。

以上で、「採決」を終ります。

以上で、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

本日は、これを以って散会し、平成 26 年第 2 回隠岐の島町議会臨時会を閉会します。

( 閉 会 宣 告      1 1 時 0 9 分 )

以 下 余 白